

南丹市地域自立支援協議会 議 事 録

南丹市地域自立支援協議会事務局
(南丹市福祉保健部社会福祉課)

令和3年度第2回南丹市地域自立支援協議会議事録

1. 招集年月日 令和3年12月21日（火）
2. 開催年月日 令和3年12月21日（火）午後2時～
3. 開催場所 南丹市役所 2号庁舎 301会議室
4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名
 - (1) 委員の総数 18名
 - (2) 出席者数 10名
 - (3) 出席した委員の氏名（敬称略）

役職	氏名	所属役職	出欠	備考
会長	内藤政博	社会福祉法人京都太陽の園理事	○	
副会長	中井和夫	南丹市身体障害者福祉会副会長	×	
委員	田中智子	佛教大学社会福祉学部教授	×	
委員	原田朱美	南丹市民生児童委員協議会幹事	×	
委員	新井智仁	南丹市社会福祉協議会自立支援部長	○	
委員	小林義博	口丹心身障害児者父母の会連合会	○	
委員	坂井隆雄	南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つばみ会代表	○	
委員	高向一統	特定非営利活動法人城山共同作業所施設長	○	
委員	塩貝真人	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター	×	
委員	奥村研也	社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮長	○	
委員	長山綾	ふない聴覚言語障害センター長	○	
委員	荒樋修生	京都西陣公共職業安定所園部出張所総括職業指導官	○	
委員	和田誠司	なんたん障害者就業・生活支援センター長 (南丹圏域障害者総合相談支援センター結丹センター長)	○	
委員	後藤昌則	京都府立丹波支援学校長	○	
委員	山内晴貴	京都中部総合医療センター事務局長	×	
委員	保城幹雄	京都府南丹保健所福祉所長	○	
委員	内田和彦	花ノ木医療福祉センター地域支援部地域支援課長	○	
委員	山崎公暁	障害者生活支援センターこひつじ相談支援専門員	○	
合計	18名		13名	

5. 傍聴者数 0名

6. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

<p>司会</p>	<p>定刻となりましたので令和3年度第2回南丹市地域自立支援協議会を開催させていただきます。皆様におかれましては大変お忙しい中ご出席を頂きましてありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます南丹市福祉保健部社会福祉課課長の奥村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして内藤政博会長よりご挨拶いただきます。よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>失礼します。協議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は年の暮れ、何かとご多用の中ご出席いただきありがとうございます。また平素から南丹市障害者施策に関する連携体制において、それぞれのお立場で様々な課題等にご尽力いただき改めて感謝を申し上げます。ご存じのようにこの自立支援協議会は、地域の関係者が集まり地域における課題を共有し、その課題を踏まえて地域サービスの基盤整備を進めていく重要な役割を担っております。特に基幹相談支援センターは障害のある方やその家族の方の最初の相談窓口として地域の障害福祉の中核的な役割を担う機関で、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行っており、また適切な指示を行うため関係機関と連携する架け橋となっております。本日はこの南丹市障害者基幹相談支援センターの取組みに関連する南丹市相談支援事業所会議、南丹市障害者支援ネットワーク会議の報告及び南丹市重度障害者等就労支援特別事業、地域生活支援拠点等の整備についての報告を受け、また京都府内各市の自立支援協議会の状況等についても事務局より報告を受け、皆様からご意見を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございました。それでは本日の協議会について欠席の方をご報告します。</p> <p>【欠席者報告】</p> <p>委員数18名のうち本会議の出席委員は13名となっております。よって委員の半数以上にご出席いただいておりますので、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第2項の規定によりまして本会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p>
<p>司会</p>	<p>次に本日の配布資料についてご確認いただきたいと思います。</p> <p>【資料確認】</p> <p>それでは南丹市地域自立支援協議会条例第6条第1項の規定によりまして内藤会長にこの後の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は委員数18名のうち4名の方が欠席、出席13名という事で進めてい</p>

	<p>きたいと思います。それでは次第に基づいて議題を進めてまいります。まず初めに、南丹市相談支援事業所会議の報告と、南丹市障害者支援ネットワーク会議の報告について、併せて南丹市基幹相談支援センターより報告をよろしくお願いいたします。</p>
<p>基幹相談支援センター</p>	<p>資料の①と②を使って報告させていただきます。まず南丹市の相談支援事業所会議について、フロー図には載っていませんが、それぞれのネットワーク会議と連動したり、過去の自立支援協議会では、相談支援専門員の不足という所も課題として挙がっていましたので、今回はどのような活動をしているのかという所をご報告させて頂ければと思っています。</p> <p>フロー図の裏面に相談支援事業所会議の体制図（参加機関一覧）を載せていますのでまたご確認ください。南丹市の障害福祉の相談支援体系はその体制図にもあるように3構造になっています。3段目の「指定特定相談支援事業」と「指定障害児相談支援事業」がいわゆる計画相談支援にあたります。2段目の「障害者相談支援事業」は南丹市が委託をして、障害の事で相談がある方は、地域にある身近な相談支援事業所に行ってもらいます。1段目の基幹相談の部分は相談支援の底上げや後方支援、地域への障害福祉の啓発や地域力アップ、虐待防止などの個別支援よりも、体制づくりや包括的な広い意味での相談支援を行う体制に南丹市はなっていることを知っていただければと思います。基本的には2か月に1回会議を実施しています。南丹市の相談支援事業所会議では圏域の相談支援部会や精神保健福祉部会、発達障害者支援部会、医療的ケア部会などが圏域にありますが、そういった所とも動きを共有しながら取り組んでいます。ここから具体的な活動の報告と最後に課題提起もできたらいいなと思っています。</p> <p>平成30年度からの報告になりますが、テーマとしては、その人が生活しているのは地域の中なので、その地域の中に入って相談支援業務をしていく必要があるということで、地域視点を主なテーマとして会議を行ってきました。そのために各関係機関が集まり実施しているネットワーク会議とも連動する必要があるという話になりまして、ネットワーク会議に参加の相談支援事業所に会議への参加を促して、相談支援業務から見える地域の課題やネットワークにおける色々な事柄に意見を出してもらおうという事でネットワーク会議の方にも相談支援事業所が参加していくようにしました。また防災の部分について、普段の支援だけではなく非日常時の支援も意識する必要があるという事で、近所の人や要配慮支援者台帳などの連動を考えていくという話題が挙がっていました。スキルアップという点では事業所から事例を出していただいて、参加メンバーで事例検討などを実施したということが平成30年度の報告になります。</p> <p>次に平成31年度としては、30年度を振り返りながら相談支援の質の向</p>

上に取り組みました。1人職場の相談支援事業所が多い事や、兼任業務になっており相談支援だけをしている所は非常に少ないという事で、忙しいという声が多くありました。今までの南丹市の相談支援の歴史というのもあり、何か困ったら基幹相談に相談するといった形がずっとあるのですが、それだけでなく相談支援事業所同士の横のつながりを作っていく必要がある、その中で工夫やアイデアなどを共有する必要があるという話題が平成31年度に出ていました。ですので1つはスケジュール管理を振り返るという勉強会を実施、「忙しい」とか「しんどい」とか、それを客観的に自分で見てどうしたらいいのかというグループワークを行いました。もう1つは平成31年度に大きな制度改正や報酬改定がありましたので、圏域の相談支援部会に相談しながら圏域に拡大して、制度改正や報酬改定の勉強会を行いました。平成30年度からの継続として緊急時や非日常時の支援についてという事で、日頃から出来ることや良かった事例、反省点や課題などを、グループワークや事業所の事例から検討を行いました。

令和2年度になってコロナウイルス感染症が発生して慌ただしい年でした。そもそも集まれないという事で、メールで業務対応や工夫のやり取りをしながら相談支援の中で共有した年になりました。今まで気軽にできていた連携がいかに大事だったかと振り返りができたり、工夫した点や良かった点も再確認できる機会になりました。また児童期から就学期、成人期といったライフステージを見通して一貫して繋ぐ支援が必要になっているという事で、令和2年度から発達支援センターも参加して頂いて相談支援事業所会議を行うようになりました。スキルアップの部分では見立ての部分ピックアップしてグループワークを行いました。

令和3年度途中ですけれども、これまで30年度からやってきたことを振り返りながらまず体制づくりの横のつながりという事で、本年度から支援センターこひつじで、センター会議を月2回開催したり、ケース会議や研修報告など勉強会をしています。その会議に他の事業所にも声をかけ、合同で実施できるような体制を作りました。これは、こひつじがやるべき事では無いのですが、どこの事業所が主になってやっても良い取り組みにしていこうと促すようにしています。スキルアップでは個別支援から地域視点を想像するという事と、意思決定支援ということについてグループワークを行いました。

こういった中で成果もありましたが課題も見えてきました。1つ目に相談支援の質についてです。やはり無駄な動きがあったり、他の事業所や関係機関と上手くいかなかったりという事もあって、相談支援専門員のそもそもの業務について会議や勉強会や研修を実施しますが、実際に何か変わったかというとなっていないという現状があります。その勉強会などの取り組みをして次にどうするのか、どう動いていくのかという部分が足りていないのかなと基幹相談としては感じています。愚痴で終わってしまった

り、相談員のこだわりみたいなものもあつたり。相談員それぞれが与えられるだけになっているのかなと思うこともあり、自覚や主体性・客観性という部分をこれから意識していくことが、忙しさを緩和させる動きになるのかなと思っています。

もう1つは見立てやプランニング、ネットワークづくりの部分で、圏域の相談支援部会と連動しながら、引き続き質の向上を目指していく必要があると思います。

課題点ですが、福祉サービスだけでは地域で生活している人を支えられないという事は相談員皆が思っていて、どんな地域でその人が生活しているのか、地域の人とか地域の特徴、どんな社会資源があるのか、一緒に考えてもらえる人がいるのかとか地域の方へ目を向けるような意識は強くなったのかなと思っていますが、ではどこからどのように地域に繋がっていけばいいのかという所が課題になっています。

ここまでが南丹市の相談支援事業所会議の報告になります。

続いて資料②の南丹市障害者支援ネットワーク会議の報告をさせていただきます。

ネットワーク会議については先ほどのフロー図の方で下から2つ目の所に載っています。資料の方には体制図とか参加機関一覧などが載っています。基本的にはその地区にある事業所に参加要請していますが、美山や日吉などでは無いサービスの事業所があつたりします。例えば美山だと相談支援事業所が無いので支援センターこひつじが美山地区に参加していたり、必ずその地区にあるかというところではない事もある体制になっている事はご了承ください。基本的にそれぞれ旧町単位で2か月に1回ネットワーク会議を実施しています。

これも平成30年度からの報告になりますが、テーマとしては同じように利用されている人や関わっている人の生活全体を捉えるという所で、そもそもネットワーク会議の主なテーマではあるんですが事業所間のつながりを意識しようという事で会議を行ってきました。旧町4つあるんですがそれぞれで行っているのもので他の会議でどんな話題が出たのかとかそういった内容を共有することを徹底したり、年に1度全体で集まって勉強会のようなものを実施できたという事で全体会を実施しています。平成30年度の全体会のテーマとしては「地域から見た事業所」という事で圏域の総合相談のゼネラルマネージャーである和田さんに講師として来ていただき、他の事業所から自分の事業所を見るという機会を作って自分の事業所の存在意義や役割を知ってみよう。それが地域から見た事業所になるのだという意識と、地域にとっての事業所の役割意識を持ってもらえる機会になったと思います。ここから全体会のテーマを計画的に考えて、和田さんに連続して講師として来ていただいています。

平成31年度のテーマとしては「顔の見えるネットワーク作りや人材育

成の場」という事で、管理者さんだけが参加するのではなく現場の職員さんにも参加してもらって色々な他の事業所との関わりを知ってもらったり、自分の事業所としての意見を持って参加してもらったり、一緒に考えてもらう機会になればいいなと思い、会議を行ってきました。ただ、どこまでネットワーク会議の目的を持ってもらえているか、事業所に持ち帰ってもらって反映出来ているのかなど課題もありました。全体会では地域貢献をテーマとして1つ目に「今、事業所で行っていること」2つ目に「地域が望んでいること、地域に必要なだと思うこと」、3つ目に「すぐに事業所として出来そうなこと」という事をグループワークとして出し合ってもらいました。

令和2年度はコロナウイルス感染症によって同じように集まることができず、メールで対応や工夫などを共有しました。その中でネットワークによって事業者同士の助け合いなども出来ました。コロナウイルスが落ち着いた頃には防災についてのミニ講座を参加メンバーの方をお願いして、全地区でミニ講座をしていただいています。本人の防災意識の把握や地域のルールや特徴を知る必要があるとか個別対応の必要性なども学んで、日々の支援にそれぞれ繋いでいければいいなと思っています。全体会では意思決定支援というテーマでそもそも意思決定支援とは何なのかという所から学ぶ機会になったかと思えます。

令和3年度は現時点では連携という部分について、それぞれの事業所で連携について意識していること、大切にしていることを意見交流しています。全体会では引き続き意思決定支援という事で昨年度を振り返って、意思決定支援をしてどうするのかという事や、必要性などを再度確認できた機会になったかと思えます。

いろいろ成果もありましたが、ネットワーク会議でも同じような課題がありまして、地域と交流している事業所も多くあるのですが地域との距離がまだまだ遠いことや、どうやって地域と繋がっていくのか分からない事業所が多いという声がありました。

ここからは課題提起になるのですが自立支援協議会の場をお借りして、例えばですが民生児童委員さんが障害福祉について思っている事や困っている事など、地域の課題などがあるのではないかと。逆に障害福祉側から知ってほしい事や共有してほしい事、地域のために何か役立てる事があるのではないかとという意見が上がりました。ですので地域で生活している方が生活しやすい地域づくりと、地域と共にその人を支えられるネットワークが構築できれば良いとネットワーク会議では思っています。この自立支援協議会で地域と障害福祉の事業所が距離を短くするための機会をどのように作っていけばいいのか、ご助言やご意見を頂ければと思っていますし、今日は民生児童委員さんがご欠席なので残念ですが、自立支援協議会の委員さんからご意見などをいただけたら、ネットワーク会議や相談支援

	<p>事業所会議に反映して、少しでも地域との距離が短くなればと思っていますのでお願いしたいと思います。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
会長	<p>報告ありがとうございました。自立支援協議会の方をお借りしてという事もありましたが、本来なら民生児童委員の対応として原田委員さんがおられたらこの話題も詰めていけるとは思いますがご欠席なので、ご参加の委員さんから地域で生活している方が生活しやすい地域づくりや、地域と共に支援のネットワークを作れるようにという事で何かご意見等はありますでしょうか。</p>
A委員	<p>私も民生児童委員さんとの連携については、必要だと思っています。地域でどのように生活しているのか、どう関わっているのかという事ですが、私は市から委嘱を受けて市民相談員をしています。3 障害、旧 4 町で計 12 人の相談員がいます。私たち相談員の設置要領には、地域の中核的存在と書いてもあり、民生児童委員さんと連携してともハッキリ書かれています。でも市役所は、連携を取れるようにフォローをしてきていない。私は少なくとも私たち相談員の存在を民生児童委員さんにせめて知っておいてほしい。知らない方も多いです。ですので、民生児童委員の集まりの場で、我々市民相談員を紹介してほしいと、今まで 1、2 回はされたようですが、私が相談員になってから何期目かになります。まだそういう機会は持たれていません。民生児童委員さんの集まりはあると思うんです。市全体とか旧町ごととか。旧町ごとの集まりで以前は紹介して頂きましたが今はありません。民生児童委員さんとの関わりについて B 委員も思われている事があるでしょうし、市の考えもある。私たち相談員は、民生児童委員さんと連携をとってと書かれていますし、連携したいと思っています。このことについてもお考えを聞きたいと思っています。</p>
会長	<p>障害者相談員の組織と民生児童委員さんの組織と、それから今発言がありました相談支援の関係について事務局から何かありますでしょうか。</p>
事務局	<p>委員のご質問、ご意見ですが、今まで障害者相談員としてお世話になっておりますが、民生児童委員協議会の担当は福祉相談課がしております。今後、福祉相談課とも調整をしましてそのような機会を持つことによって、連携を取っていきたいと思っています。</p>
会長	<p>では、連携をとっていただくという事でよろしいでしょうか。</p>

A委員	<p>基幹相談支援センターとしては、民生児童委員さんに対してどのように思われているのか、どのような事を望んでいるのかという事も聞かせてください。</p>
B委員	<p>様々な事業所がある中で、地域の人と関わっていきながらその人を支えたいと思っているけれども、どう地域と関わっていけば良いのか1歩目が良く分からないのが現状です。こちら側の意見ばかりではなく、民生児童委員さんや地域の思いも聞きながら考えていく必要があると思っていますので、自立支援協議会の皆さんのこれまでの経験や知識の中で、取組みの提案や民生児童委員さんを知っているから声を掛けてみようかなど、助言やご意見をいただきたいと思っています。</p>
会長	<p>C委員、何かご意見等あればお願いしたいと思いますが。</p>
C委員	<p>今年度から委員としてお世話になっております。前回は欠席をさせていただきました。微力ではありますが南丹市の障害福祉の発展に少しでもお役に立てたらと思っていますのでどうぞよろしく願いいたします。</p> <p>お話のあった件ですが、まだまだ地域との距離があつてどうすれば距離を縮められるかというお話でしたが、実際に我々南丹社協としても障害福祉サービスなど様々な個別支援を通じてそこから見えてくる地域課題があります。関わり方の中で、地域に入っていくのは非常に大事だということで各部門ごとで工夫をしていますが、先ほどおっしゃっていたように、皆さんが感じているように公的サービスだけでは支えきれないという現状の中で、地域の力を借りていかないと一人一人が幸せになれない、当たり前の生活が送れないような状況になっていますので、地域と共に取り組んでいくという視点が非常に大事だと思っています。</p> <p>社協の役割という所では、地域と共に町づくりをするなど、地域と共に作りあげていくネットワークというものは、社協が取り組んでいる地域づくり・町づくりそのものです。その中で民生児童委員さんの役割も非常に大事になってきます。南丹社協としても本所だけでなく、各旧町にある事務所単位で地元の民生児童委員さんと、日常的に関わっているのでそういった繋がりを活用しながら更に広げていくなど、各町単位で検討する場も持てればと今お話を聞いていて思いました。</p> <p>我々、社協としても取り組んでいく必要があるので、また連携を取りながら今言われた事も参考にしてさせていただきたいと思っています。</p>
会長	<p>ありがとうございます。地域との距離が遠いのではというところで、少しでも距離を縮められるような対策が取れたらと思います。</p> <p>その他に何かご意見等ありますでしょうか。</p>
D委員	<p>私が1相談員として思う事は、1人のご利用者を支えるには、相談員1</p>

	<p>人でではなく、多くのネットワークを築いていく必要があると思っています。先ほどのお話の中であった参加されている相談員さんもきっとそのように思われているのではと思います。利用者さんを支える1人のメンバーとして必ず民生児童委員さんも入っておられますし、場合によっては地域の相談員の方もメンバーに入っていると思います。</p> <p>支援者側の視点から言うと距離が遠いのではないかと感じるかもしれませんが、1利用者さんからというところに視点を置くと、意外と利用者さん1人1人に関わっている支援者は、多いのではないかと思います。私はちょっと視点を変えてみるのはいかがでしょうかと思います。</p> <p>私はこの自立支援協議会に入らせていただいて2年くらいになりますが、当法人は京都一円にありまして、過去に他の自立支援協議会にも参加しております。自立支援協議会の機能としましては公的なサービスで賄えない所や、地域で支援が必要な方々の声を拾い上げていく。フォーマルとインフォーマルの間に位置するのが自立支援協議会なのではと思うので、この場ではもっと課題提起をしなければならないということではなく、こういう所で本人さんが困っている、こういった要望があるというような声が出せる仕組みも必要ではと思いながらこの2年間参加させていただいています。</p> <p>その1つの方法として先ほど基幹相談支援センターからフロー図の紹介がありましたけれども、このフロー図にあるネットワーク会議等をもっと活用して、ここでまず議論を深める。自立支援協議会は「議論をする・課題提起をする場」というよりは、これらネットワーク会議の報告などから専門家である皆さんに承認を頂いたり、意見を頂く場ではないかと思しますので、自立支援協議会の仕組みがもう少し利用者さんの視点から深められていけるようになれば良いのではないかと感じております。</p>
<p>会長</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。この自立支援協議会としましては形を作るのではなく、環境を作るための協議をしていったら良いのではないかというご意見を頂きました。</p> <p>その他何かご意見等ありますでしょうか。</p>
<p>A委員</p>	<p>先ほど基幹相談支援センターからは、障害者支援事業所のネットワーク会議について報告がありました。フロー図には3つのネットワーク会議があります。1つは基幹相談支援センターから報告がありましたが、障害者就労支援と当事者団体とあと2つあります。当事者団体はまさに当事者の会議ですが、この2つの会議の過去3年間くらいの開催実績を教えてください。今年度はあと残り何か月もありませんが、是非開催してほしい。当事者団体には、私も参画していますが私が参画してから会議の招集が一度も無かったと思います。そんなのでいいのかと思っており、来年度以降は、定例化してほしいと思っています。</p>

会長	それではA委員からありました会議の開催等につきまして事務局からお願いいたします。
事務局	障害者就労支援ネットワーク会議については、年間3回開催をしております。当事者団体につきましては平成30年、31年（令和元年）、令和2年と開催が催出来ていないという実態になっておりまして、令和3年度については1月に開催したいと事務局としては考えております。
会長	それでは開催されていないネットワーク会議については今年度中に行うという事をお願いいたします。
A委員	当事者団体は開催されていない年度は令和元年と令和2年ですか。
事務局	平成30年と令和元年と令和2年と開催できていません。
A委員	3年間開催されていないという事ですね。
会長	その他何かご意見等ありますでしょうか。
C委員	<p>先ほどD委員がおっしゃられた「ちょっと視点を変えて」という事が非常に大事な事だと感じました。実際に支援に携わっていくと、地域の人の力をどこかで借りないと支えられないことがあったり、民生児童委員さんについても、地域の様々な方々から話を聞いておられ、様々な対応をされているなかで感じていることがあるのではないかと思います。また、南丹市社協の現場の職員たちもなかなか実感を得られていなかったりします。私も常日頃から身近な職員には言っていますが、もっと自信を持ってほしいし、職員1人1人の支援が地域づくりとか町づくりとか、南丹市が掲げている福祉計画の理念に沿っていて、その実績の1つなんだということを声掛けしています。「視点を変えてあげる」とか「変えていく」ということは非常に大切なことだとお話を聞いて感じました。</p> <p>あと、先ほど民生児童委員さんのお話が出ていましたが、以前私も八木で地域を担当していた時があり、その時に色々な民生児童委員さんとの関わりがありました。今までは、高齢福祉の方の情報交換であったり、意見交換が多いイメージで、障害福祉の分野での関わりがあまりなかったのですが、民生児童委員さんのお話を聞いていると、もっと障害の分野に関わりたい。地域の中に障害を持っている人がいるけどもどうやって関わっていけばいいかわからないという声を聞くこともあるので、そのあたりの連携が取れると良いと思います。</p> <p>民生児童委員さんからの問いかけも実際ありますので。民生児童委員さん側もそういう事を知りたい、関わりたいという思いがあるということで、しっかりと仕組みを作って関わっていくのが大事だと思いました。</p>
会長	大変ありがたいご意見を頂戴しました。

B委員	<p>ご意見を頂けて大変ありがとうございます。私自身も参考にさせて頂きました。決して民生児童委員さんと連携ができていないという事ではないんです。私も色々な民生児童委員さんやA委員がやっておられる相談員さんと1人の方を支えていますし、いろいろな相談員さんが民生児童委員さんと関わっています。1つ1つはあるのです。ただ、言われていたようにそれがスムーズに出来ないことがあるなど、地域によって対応もまちまちなので、地域を知っていくための1つの手段として民生児童委員さんから入っていければと思っています。また、言われて気づいたんですがふれあい委員さんも南丹市にはおられますので、そういった方々にもふくらんでいけたら、もっと良いネットワークというか支える仕組みができると思いました。自立支援協議会に参加されている方々に声を掛けたいと思いつつ、この後C委員にしっかりお話を聞かせていただこうと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。色々な社会資源を利用してお互いに前に進めたら良いと思います。この件についてはこれでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは続きまして3番目、南丹市重度障害者等就労支援特別事業について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>南丹市重度障害者等就労支援特別事業という事で資料③のプリントをご覧いただきながら説明をさせていただきます。</p> <p>これは、新設の事業になりまして、施行されたわけではなくまだ事業実施に向けての準備段階といったところで、新たに南丹市の障害福祉の中の事業として取り組んでいこうと考えていますので、経過と進捗状況を報告させていただきます。</p> <p>この事業は、国の施策として昨年度の10月から始まった事業です。国は「重度障害者等」の前に「雇用施策との連携による」という文言を付けて事業化しております。2ページ目に国が出している資料を付けています。中ほどに雇用施策という事で「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」と「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」という2つの助成金がありますが、下の欄に福祉施策として南丹市が事業化に向けて取り組んでいます「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」があり、雇用施策と福祉施策を連動させながら2本立てで、重度障害者の方の社会参加ということで就労支援をしていこうという事業になっています。</p> <p>この制度は、国制度の谷間に対応するという事で、先ほど雇用施策の方にありました2つの助成金、他にも雇用施策の方で助成金があると思いますが、これは主に就労先の事業主の方が障害者雇用促進法等の法律に基づいて実施されていく事業です。その中でどうしても重度障害の方は日常的に生活される上で、食事介助やトイレ介助、体位変換などが必要であったり、時には痰吸引が必要な方もあります。見守りも含めてですが生活支援</p>

が必要な方は、自宅で生活される分には福祉サービスを利用してヘルパー等の支援を受けていただいているのですが、経済活動という場面では国のサービス対象から除外されているという事で、そこが制度の谷間になっていました。そこを福祉施策として「就労支援特別事業」という事で重度障害者の方の経済活動中にヘルパーの支援等を受けていただけるようこの取組みを市町村ごとに実施していくという事になっています。

ヘルパーの派遣には色々と種類がありますが、この特別事業に該当するのは重度の障害がある方という事で重度訪問介護と同行援護と行動援護というサービスを受けている方が対象になると国は示しています。資料の3ページ目をご覧ください。こちらは、障害者福祉サービス3種類の内容となっています。「重度訪問介護」というのは重度の身体障害の方や知的障害の方が利用されています。イメージとしては車いすに乗っておられて四肢に麻痺がある方が、日常生活上でヘルパー等の支援を比較的長時間に渡って利用するというものになります。次の「同行援護」というのは視覚に障害のある方が利用されるサービスになります。外出時における移動の介助や、視覚障害なので情報の提供などその他身の回りの必要な介護をヘルパー事業所によってサービス提供するものになります。最後の「行動援護」は重度の知的障害や、重度の精神障害が色々な生活の活動・行動をされる中で生じる危険を回避するために援護がいるという場合や、移動中の介護であったり日常の身の回りの介助というところに必要なサービスを提供するという事になっています。

これらの支援は、生活の部分ではご利用いただけてますが、勤めに行くというところでは障害サービスの対象外になってしまう状態でした。自宅で利用しておられる必要な身の回りのヘルパーの介助が、職場でも利用できるよというのがこの特別事業でカバーしようとしていることです。

まだ事業として内容を担当課で精査しているところですが、事業化していくにあたってのきっかけになりましたのが資料の4ページ、5ページの新聞記事のコピーをご覧ください。南丹市に在住の現在丹波支援学校高等部3年生に在籍の重度障害の生徒さんが、一般就労を希望されて実習等に行かれ、就職先の候補が見つかったということです。その生徒さんの一般就労を支えるという事でこの事業の必要性を当事者の方が、南丹市長に要望に来られたという内容です。そういう取組みの中で、南丹市も前向きに制度化の準備を進めています。

資料3の1ページに現時点での事業の要綱の素案をつけています。ほぼ国の事業に基づいたものではありませんが、新設の事業で京都府下でも京都市が今年8月に事業を始められたところで、京都府下その他の地域ではどこでもされていない状況なので、現在手探りで事業化に向けて進めているところです。先ほども議題の中でありましたように地域づくりであったり視点を変えるという意見もございました。あくまでこれも行政側が考え

	<p>ている事業なので、また様々な視点からご意見等をいただき、参考にしながら良い形で、フォーマルなサービスを作りあげていきたいと考えているところでの経過報告とさせていただきます。</p>
会長	<p>国の新たな制度の開始に伴い、市のほうでも実施に向けて現在準備を進めているという報告でした。</p> <p>新聞記事にもありますがE委員ご意見いかがでしょう。</p>
E委員	<p>本校では、重度の障害がありながらも学校で一生懸命学びを続けている生徒がいますが、この高等部3年生の生徒は、8月に職場実習に行きまして、そこで仕事がしてみたい、生徒の声を借りると「お母さんをこの仕事をする事で養いたい」という強い希望を持ちました。</p> <p>今までなら重度障害者が人の手を借りながら、介助を受けながら仕事をする事は考えられなかった。そんな事は夢にも思っていなかった子ども達が、今、ご説明いただきました「南丹市重度障害者等就労支援特別事業」により、こういう制度さえあれば仕事出来る、仕事をしていく上での身の回りの介助があれば出来る事が沢山ある、自分出来ることを上手く活かせば仕事ができる、同じように働けると思えるものです。</p> <p>その時に自立というものの考え方が全部自分でしなければならないというところから、人の手を借りて出来ないことは介助してもらっても、仕事については自分でやるというような考え方に変わり、子ども達も自分の希望する進路に向かって突き進んでいけるといいますか、出来る事や地域に返していく事が出来るという希望に繋がると思います。学校からは、様々な所と連携しながらお願いをしています。皆様方のご協力やご支援をいただき、生徒は将来の夢を持って考えてもいなかった事が実現できるというところまで出来ている状況です。こうした制度についてご理解をいただき、進めていただけたら大変ありがたいと思っています。</p>
会長	<p>学校の進路ということが出てきたわけですが、事業所の中を取り持つF委員、何かありますか。</p>
F委員	<p>現在この生徒さんは、まだ他の事業所と直接のやり取りは始まっていません。卒業後については、就労・生活支援センターで一般就労の生徒さんのフォローをしていきますので関わりが出てくると思っています。</p> <p>何分初めての事なのでいろいろなものを検討しながらやっていく必要があると思っています。</p>
会長	<p>職域訓練という事ですけども、G委員の方から何かあればお願いします。</p>

G 委員	<p>今の現状をご報告させていただきます。</p> <p>E 委員からありましたとおり経過がありまして、京都労働局、京都府にも事務支援という事で関わっていただきながら、どういう風に利用していただくか、どういうお仕事をさせていただくことが出来るのかなど検討を進めています。</p> <p>また、助成金の関係で説明もありましたが、今の雇用施策でも重度の障害者の方を雇用していただいた時には、仕事の部分に関する介助者の助成金が出ることになっています。その仕事の部分というのは、例えばパソコンを使うのに本人さんがキーボードを使いにくい場合に介助・支援するというような部分で、助成する制度がありますが、仕事以外の部分、例えばトイレに行く時や体制を変えるといった時に介助をしていただく部分についてはお金が出ない事になっています。8時間の労働時間の中で6時間は仕事をされている時間として介助者にお金が出ますが、休憩にあたる2時間分、例えばトイレ介助などの部分については給付金が出ないことになっています。その部分を埋めて頂く制度が今ご説明いただいた重度障害者等に対する職場等における支援についてという事です。</p> <p>是非成立させていただいて、重度障害者の方でも就労がスムーズにいくように。この制度が出来ますとまた次に繋がっていくと思いますので検討をお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p>
A 委員	<p>ちょっと教えてほしいのですが、私も障害者の父親ですが、重度でなくても障害があったら一般就労なんて考えられなかったものです。本当に素晴らしいと思います。</p> <p>ちなみに可能であればお答えいただきたいのですが、この企業って亀岡市の企業なのか南丹市の企業なのかという事と、この生徒さんがされる仕事はどの様なものなのか教えて頂けたらと思います。</p>
会長	<p>実習に行われたかということでしたが、E 委員からお願いします。</p>
E 委員	<p>新聞記事にも出ていますが、子ども達の雇用を考えていただいているのは亀岡にあります NPO 法人です。仕事内容については具体的にどういふことをするという事までは決まっていますが、町の情報をパソコンでまとめて色々な所に発信するという事もしているそうなのでそこで彼らの持っているスキルや良い面を活かして地域貢献に繋げていけるのではないかと考えています。</p> <p>これから雇用者の方と子ども達と相談しながら進めていきます。</p>
A 委員	<p>ハローワークの方も来ているので教えていただきたいのですが、障害者雇用促進法で一定の公的雇用率があって、それは大体クリアしていると思</p>

	<p>っています。しかし、義務付けられた中で雇用ゼロという会社が約半数あるのですよね。南丹圏域、できれば南丹市内の法対象の企業のうちの雇用率、あるいは障害者雇用ゼロの会社の率が分かれば教えていただきたいと思います。</p>
G委員	<p>今は資料を持ち合わせていないのでここでお話することはできません。あと、雇用率についても各企業、市町別というのは出ていないので京都府の分であれば後ほどお知らせすることは出来ますが。</p>
A委員	<p>例えば西陣のほうでは積み上げがされているでしょうから。ちなみに南丹圏域で法対象になっている企業は100いくつあるという情報を得ています。亀岡が一番多いのですが、南丹市にも25数社あると。具体的な企業名も教えてもらったことがあります。ハッキリと今の就労の現状を知りたいので、南丹市内の雇用率、南丹市内の障害者ゼロの企業を教えてください。</p>
事務局	<p>今、A委員が求めておられることについては、誹謗中傷の対象になるという事で明かさない、公表しない事になっています。</p>
会長	<p>それは公表しないということですか。</p>
事務局	<p>はい。しないということになっています。</p>
A委員	<p>南丹市の状況は言えないということですか。</p>
G委員	<p>はい。公表できません。</p>
A委員	<p>誹謗中傷などはしないじゃないですか。 南丹市の率を聞いても特定できない。</p>
事務局	<p>そんなに多くの企業があるわけではないので、企業が特定できるということで、誹謗中傷に繋がる可能性があるということから公表しないことになっています。 京都府全体での率は出せますが圏域ごとに細分化したものは公表できません。議会でも同様の質問があつて同様の回答をしています。</p>
会長	<p>では公表しない。ということで理解しました。 他にありませんか。では次に4番「地域生活支援拠点等の整備について」という事で事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>地域生活支援拠点等の整備について、これも今まで南丹市には無かった事業で、障害福祉計画にはありまして、国からは令和5年度末には市町村や圏域単位で1か所は整備していくようにということで示されています。障害福祉計画でも圏域で検討し、整備していく方向という事で第5期の計</p>

画で載せさせて頂いています。昨年度から圏域の自立支援協議会ほっとネットの運営委員会のメンバーを中心に、圏域単位でこの地域生活支援拠点等の整備について検討進めてきましたので、こちらも経過報告ということで報告させていただきます。

資料④をご覧ください。1 ページ目は国、厚生労働省が地域生活支援拠点等の整備について示している内容です。この地域生活支援拠点等の整備の趣旨に書いてありますが、障害者の方の重度化であったり高齢化、また親が亡くなった後を見据えての居住支援のための機能という事で障害者の方の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を構築していくという居住支援のための機能について中ほどに記載してあります。

柱としては5つの機能を国の方も示しています。相談支援と緊急時の受け入れ対応、体験の機会の場合、専門的人材の確保と養成、地域の体制づくりということで、これも障害者の方が地域で生活されるにあたって現在公的サービスとなっているのが障害者の福祉サービスであったり、地域生活支援事業などの公的サービスを中心に生活されている方もありますし、特にそういうサービスを受けない中で自立した生活をされていたり、家族や地域の方の支援のもとで生活されている方が多くおられると思いますが、これも制度の谷間になります。緊急時の対応というのがなかなか難しいという現状があります。

サービスに繋がっている方は担当の相談員さんがいらっしゃったり利用されている施設があったり、受給者証もお持ちなので今まで使われていないけども短期入所を使ったりと何か支援に繋げることが出来るのですが、特に福祉サービスを使わずに自宅で過ごされている方で、例えば介護されてきたご両親が体調不良になって入院することになったとか、急にお亡くなりになられたりとか、色々な所で家族の支えがあって生活されてきた中の介護という所が落ちてしまうという事がこれまでにあり、そういう方の対応が必要となった事がありました。そこを1つの制度にしていこうというのがこの事業の取組みになっています。

相談となりますと相談支援事業所、地域のそれぞれの特定相談支援事業所であったり南丹市が委託させていただいています一般相談の事業所さんであったりとか、基幹相談支援センターも南丹市にはありますが、そういう所がこのような緊急時の対応においても必要な相談支援を行うという事でコーディネーター的な相談の位置づけというイメージになります。

緊急時の受け入れという所では、ショートステイが一番活用されるのかなと思っています。計画的な利用ではなくて緊急的に短期入所を受け入れて頂くという所では、地域生活支援拠点等の整備の事業としての加算を受け入れて下さるサービス提供側の施設に報酬手当を付けるという事でこの対応を整備していきたいという事と、体験の機会というのは家族と生活されている障害者の方も親元から離れて1人暮らしをしてみたいとか、ア

パートでの1人暮らしでなくても新たな生活の一步目という事での体験の機会として、例えばグループホームの利用であったり、1人暮らしの体験やそのサポート機能となります。

専門的人材の確保という所では、障害者の方の障害の重度化や高齢化にあたっての心身の機能の変化や、最近よく言われていますのが医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方への支援というのは専門的な技術や知識が必要なこともありますので、そういう専門的な対応が出来る人材の確保や体制づくりをこれから地域の中で養成していく機能を受け持つてもらおうということになります。

地域の体制づくりという所では、地域の様々な障害者の方の生活に関するニーズに対応できるサービス提供体制や、地域の社会資源の連携体制の構築を行っていく、文字通り地域づくりの機能を担っていただくという事で、この柱の機能をもって事業を展開して頂くというイメージになります。

例えば南丹市では、1つの社会福祉法人がグループホームであったり入所施設や相談事業所を持っていて、1つの所が5つの機能に対応して下さる「多機能拠点整備型」というタイプと、市内にあります色々な事業所のそれぞれ得意とする機能を発揮していただきながら、それらを繋ぎ合わせてこの5つの機能をもって地域を支えていくという「面的整備型」というタイプがありまして、今南丹圏域で検討しているのは、社会資源の限られた圏域の中でありまして、色々なニーズに対応できるように「面的整備」という形でこの事業を進めているところです。

資料中ほどは省略しまして4ページ5ページに南丹圏域で地域生活支援拠点等の整備を進めているという事で、現状をマッピングしている資料もありますのでこの機会に提供させていただきます。この地域生活支援拠点等整備事業の整備自体は、市町村が実施することになっていますので南丹市と亀岡市、京丹波町がそれぞれ実施していくのですが、圏域単位での福祉の支援体制の構築について足並みを揃えてという事で、圏域で保健所や関係事業所にも入っていただきながら検討しています。南丹市では、新規の事業となりますので、どういう形で南丹市に適した支援拠点を整備するか、市内の法人ともお話をさせていただき、ご協力いただいています。南丹市の地域生活支援拠点を具体的に描いていけたらと思っています。

また、亀岡市と京丹波町でもそれぞれの事業所と緊急時の受け入れや、相談という所では、それぞれの市町にある事業所と協議をさせていただいて、圏域として来年度あたりから進めていけるように準備を進めています。

今後は「面的整備」という事で圏域内の事業所の力を借りながら地域生活支援拠点の体制構築を考えていますので、今後は、様々な事業所にもご協力頂きながら進めていきたいと考えています。

会長	それぞれ対応されています支援を公に認めるサービスとして整備し、体制を強化するという事ですが、ほっとネットという言葉が出てきましたかF委員何かありますでしょうか。
F委員	<p>南丹圏域地域生活支援拠点等の整備の準備会議の事務局をさせて頂いています。そしてこの圏域整備の全体のコーディネーターとして会議をさせて頂いています。先ほどご説明がありましたように地域生活支援拠点として協力いただきたい法人には行政の方と一緒にお願いに行って、準備を南丹市だけでなく亀岡市・京丹波町と共に進めています。</p> <p>この事業の一番大きな柱として、緊急時の受け入れがあります。緊急時の受け入れについては、一次対応と二次対応と書いていますが、一次対応というのは普段利用している短期入所の事業所、なかなか少ないとは思いますがグループホームのショートステイなど、普段利用されている所がまず受け入れ先になっていただきたいと思っています。ご本人の事を一番よく分かっていたりご本人が一番安心できる所をまず活用する。それが難しい場合は二次対応となりますが、二次対応は地域生活支援拠点の事業所になります。亀岡市・南丹市・京丹波町でそれぞれに整備して、二次対応の事業所で何とか受け入れていただこうと思うのですが、それでも事業所の都合によっては難しい場合があるので、その際には圏域内の事業所同士で協力しあうような三段の備えの体制で緊急時の受け入れを考えられないかと思っています。</p> <p>この事業というのは整備したから終わりということではなく、その後どのように運用していくかという事がとても大事になりますので、それについてはまたほっとネットの運営委員会とか地域拠点の会議の中で事業の実施状況を確認しながら整備を進めていきたいと思っています。</p>
会長	ありがとうございます。文中で医療的ケアが必要な方と書かれていますがH委員。何かあればお願いします。
H委員	医療的ケアの児童等成人等の受入れの整備にもなるのですが、医療的ケアが必要な方でも当センターが得意とする重度の肢体不自由、知的障害の方については当センターの専門分野と思っています。ただ、動ける医療的ケア人員に関しては、現在当センターで短期入所を利用されることは出来ませんので、病院との連携であったりその他の社会資源も活用しながらの拠点・地域づくりという点が課題であるかと思っています。
会長	保健所の関係からI委員、何かありますでしょうか。
I委員	先ほどの話にありましたほっとネットの会議には、参加をさせて頂いています。南丹市が今目指そうとされている「面的整備」これは正直この圏域において現実的かと思っています。また、先ほどお話がありました

	<p>ように、課題はありつつも隣町に重度心身障害児者の支援をされている施設があるという事で、地域の資源を活用というか、協力しながらさせていただくのが現実的かと思っています。</p> <p>これもこれからの取組みになりますので、色々と課題が見えてくるかと思えますし資源も限られてますので、ほっとネットの中にはいろいろな答えがあり、当然出来て終わりという事ではないので、課題についても解決できるもの出来ないものがあるかと思っています。根気よく地域で生活される障害者の方がより住みやすい形となるよう協力していきたいと思っています。</p>
会長	<p>ありがとうございました。この件に関しまして何かご意見等ありますでしょうか。</p> <p>そうしましたら特に無いようですので、続きまして5番目になります「京都府下の地域自立支援協議会の状況について」前回は事務局より口頭で説明がありましたけれども、資料等の提出を求められたという事もありますので事務局より簡単に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>前回は口頭で説明させて頂きましたが、今回は資料のご提示をさせて頂きました。内容につきましては、資料⑤にありますように電話連絡にて状況の確認をさせて頂きました。確認内容につきましては、自立支援協議会の設置の有無と年間の協議会開催回数、また部会を設置しているか、どのような状況かという事を調査しました。</p> <p>京都府内では13市が自立支援協議会を設置されていて、近隣の町という事で確認させて頂いた町も設置しているという事でした。また、市独自で設置されているのが10市1町、圏域で設置している所が2市ありまして、違う形でされているので設置していないという市もありました。年間の協議会回数については3回から1回、いろいろな形で6回や10回実施されている市もありました。</p> <p>部会の状況につきましては前回もお伝えしましたが、部会の構成員や事務局は、自立支援協議会と異なっている所が多かったです。また、確認した市町の中の10市では、部会としては以下のような部会が設置されました。名称は違っていても議論する内容は同じものがあると思いますが、このような名称の部会がありましたという事で記載しています。</p> <p>各市の設置状況の詳細は記載していませんが、ホームページに掲載されています市町についてはそのホームページからの情報を裏面に記載させていただきましたのでご確認ください。</p>
会長	<p>事務局からの報告でした。資料⑤の裏面に各市の自立支援協議会の情報が記載されています。</p> <p>この件につきまして何かご意見等ありますでしょうか。</p>

	<p>そうしましたら特に無いようですので、今回は資料を提示しての説明・報告とさせていただきます。全体を通して何かありますでしょうか。</p>
J委員	<p>今期は、京都府の自立支援協議会の委員もさせていただきます。色々と報告等いただきましたが、南丹圏域の精神疾患に関わる課題としては、緊急医療があります。救急車やパトカーどちらもよくお世話になっていますが、入院医療機関が圏域にないという事が府内全体でも課題になっているエリアです。美山診療所のような形もございしますが、立派な医師は圏域の中にもおられますが、わざわざ足を運んで精神医療をやってもらえるのはなかなかない。そうした中で大阪の心療内科クリニック放火事件で24人が犠牲になられ、その本人も命が助からないかもしれないという状況で、新聞記事にも毎日出ておりますし、テレビでも取り上げられているのですが、あまり放送されていないのが何故防げなかったのか、どうしたらあんな事件が起こらないようにできるのかという議論です。今までの当人の生活環境や前もって相談できる相手がいたら、あんなことにはならなかっただろうと個人的な思いがあります。</p> <p>家族会もひ弱な団体でありまして、代表を務める私自身も80歳を超えており、非常に高齢化が進んでおります。冒頭で民生児童委員との関わりなどの話がありましたが、民生児童委員が改選になられた場合には、必ず懇談会を持って私ども精神疾患の悩みや制度的な内容のこと、身体障害者と精神障害者における制度の差についてなどご理解いただけるような場を持たせてもらっています。なかなか民生児童委員のなり手が無いという実態もあろうかと思っておりますし、学習機会にも恵まれていないと思っておりますので、是非今後、委員さんの人格形成といいますか、勉強会などに行政からのご支援を頂ければと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。またその点につきましては事務局で調整をお願いします。他にいかがでしょうか。</p>
A委員	<p>2点あります。市の地域福祉計画について申し上げます。今、動いている地域福祉計画は2018年から来年2022年度までの5か年計画ですが、その中で市町村版の成年後見制度利用促進計画を作るとしてあります。来年度までの計画ですが、勿論来年度に作られるはずですけども、どのような場で検討・議論をして策定されるのか伺いたいと思います。</p>
事務局	<p>地域福祉計画につきましては福祉相談課の方が主管課として準備を進めております。そちらの中で地域福祉計画の策定委員会がございまして、議論をされています。現在の進捗度合いとしましては、市民アンケート調査を実施されてその結果を分析中と聞いています。</p>
A委員	<p>その委員会はいつ開催されていきましたか。開催されているなら当然議事</p>

	録があると思いますけども。
事務局	令和3年度につきましては、6月に開催されています。議事録については準備中という事でホームページにはまだ掲載できていません。
A委員	<p>早急に市民に議事録を公表していただきたいと思います。</p> <p>もう一つですが、その計画の策定委員会に被後見人側にいる市民、特に知的障害・精神障害の当事者をその場に出させてほしいと思います。それに加えて当事者を支える市民後見人の候補者も入れてほしい。南丹市では8~9人登録されています。支える人も入れてほしいと思います。</p> <p>ちなみに社会福祉協議会も法人後見を進めようとしています。その法人後見運営委員会がありますが、そこには先ほど言った被後見人側の人もおられます。支える市民の方も入っています。南丹市も同様に運営委員会委員に加えて頂きたいと思います。</p>
事務局	地域福祉計画の推進委員会の事務局も福祉相談課になっておりますので、ご意見は伝えさせていただきます。
A委員	<p>そちらの事務局からの考えもまたお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>もう一点いいですか。そもそもこの協議会、これは市民に公開・公聴されていると思います。今日は公聴の方はおられません。一般的には審議会・委員会は市ホームページに掲載されています。私も確認しました。でもホームページのトップページからのアクセスが悪いこともあって、わかりにくい。何人の市民が開催予定が知ることができるか疑問に思いました。今後は少なくとも目につきやすいように市政のためにもトップページからアクセスできるようにして頂きたいと思います。</p>
事務局	出来るだけ新着情報に掲載できるように工夫しておりますが、新着情報が増えるとシステム上情報欄から消えてしまいます。
A委員	それは対応できるんですね。見ていた限り無かったと思いますが。
事務局	新着情報として掲載します。
A委員	新着情報に出るようになっているのですか。
事務局	以前にもご指摘いただいたので、新着情報に出るように社会福祉課としては載せています。
A委員	もし不具合があった場合はどこが判断されるんですか。
事務局	新着情報として提示はしていますが、他の新着情報と重なると順番に下へ埋もれていきますので分かりづらい状態になってしまいます。

<p>会長</p>	<p>必ず新着情報で掲載をお願いします。議事録も同様にして頂くようお願いいたします。他にはいかがでしょうか。</p> <p>それでは本日は、貴重なご意見をいただきありがとうございます。その他という事で次回の開催予定ですが、来年の3月に開催したいと考えています。また日時・会場は決定次第ご案内をさせていただきますが、来年度は委員の改選もあります。本委員の任期期間の会議としては最後となりますので、ご出席していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>では本日の協議をこれにて終了させていただきます。委員の皆様には慎重にご審議をいただきありがとうございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>内藤会長スムーズに進行いただきましてありがとうございます。</p> <p>先ほどもありましたが、次回の協議会は3月という事で予定させていただいておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは以上をもちまして南丹市地域自立支援協議会を閉会させていただきます。本日はお忙しいなか大変ありがとうございます。</p>